

土木主任官會議を覗く

K

H

生

過去二箇年に於て、相當な好成績を収めて農山漁村を潤ほした時局匡救土木事業も、第三年目を迎へて、政府の豫定通り愈々本年度限りで打切られる運命になつてゐるが、

昭和九年度の豫算が、國庫財政の都合に依つて、豫想外に減額されたので、果して今年度に執行する事業だけで、完全にその締めくくりが出来るかどうか、頗る危懼されてゐる折柄、五月十五、十六日兩日に亘つて、各府縣土木部課長會議が内務省で開かれて、昭和九年度の時局匡救土木事業の執行や一般土木行政に就ての種々の事項が指示され、詰問された。

書も出た位だから、土木事業を直接擔當する土木主任官の會議では、一層突込んだ意見や質疑應答があるものと、多大の期待をもつて覗かせて貰ふことにした。

第一日は五月十五日午前二十分より開會、日程によると指示事項十四件、注意事項二件が上程されることになつてゐる。

議場は内務省大會議室、馬蹄型にヅラリと並んだ土木主任官側の顔振を見ると、客年宮城、長野、靜岡、新潟、廣島、福岡の六縣に土木部が増設せられ、これに伴ふ土木部課長の大異動があつた後の初會議なので、今年土木部課長として初めて會議に列する者が、金子東京府土木部長を始めとして十二名、正面議長席の左右に居並ぶ本省側關係官

の中にも、青山新技監始め 谷口第一、鈴木第二の兩技術講長等新任者があり、先年の會議に比べると双方とも多く、の新らしい顔が見受けられた。

さて、山本内務大臣の臨席があつて、愈々會議が開かれ、歎切型の如く劈頭左のやうな訓示があつた。

山本内務大臣訓示要旨

茲ニ諸君ノ會同ヲ煩ハシ土木行政ニ關シ所懷ヲ陳ブルコトヲ得マスノハ私ノ深ク欣幸トスル所デアリマス。

時局匡救土木事業ハ時局對策中最モ重要ナルモノノ一ツデアリマスガ幸ニ諸君ノ努力ニ依り着々トシテ其ノ進捗ヲ見概シテ佳良ナル成果ヲ收メツアリマスコトハ邦家ノ爲寔ニ欣快ニ堪ヘザル所デアリマス、本事業ハ本年度ヲ以テ愈々其ノ第三年ヲ迎ヘマシタ、本年度ノ工事費ハ國庫財政ノ都合ニ依リ已ムヲ得ズ昨年度ニ比シ減少ヲ見ダノデアリマスガ諸君ハ克ク時局匡救ノ趣旨ニ則リテ之が執行ニ努力セラルベキハ勿論事業ノ選擇ニ當リテハ十分土木事業本來ノ效果ヲ見ゲルヤウ特ニ考慮ヲ加ヘラレ又工事ノ維持管理ニ就テハ格段ノ意ヲ致サレ以テ本事業ノ效果ヲ發揮スルニ遺憾ナキヲ期セラレントラ望ミマス。

政府ハ國家永遠ノ大局ヨリ我邦土木國策ヲ樹立スルノ緊要ナル

ヲ認メ曩ニ土木會議ヲ設置シ先づ治水計畫並道路改良計畫ヲ諮詢シマシテ既ニ其ノ答申ヲ得マシタノデ今後財政ノ許ス限り、本計畫ノ實現ニ努力ヲ致ス考デアリマス、又港灣計畫ニ關シテモ近ク同會議ニ諮詢スル豫定デアリマス、更ニ又近時地方土木事業ノ振興ニ伴ヒ土木行政機關ヲ整備スルノ必要切ナルヲ認メマシテ府縣土木部ヲ增設スル等一意土木行政ノ刷新振張ヲ期圖シツアアルノデアリマスカラ諸君ニ於テモ是等政府ノ方針ヲ諒得シ克ク之ニ順應シタル方策ヲ攻究セラレ中央地方瓦ニ協力シテ目的ノ達成ヲ期セラレントヲ切望致シマス。

最後ニ綱紀振張ニ就テ一言致シマス、今日ノ我邦ハ尙重大ナル時局ニ直面シ庶政愈々振張ヲ要スルノ時デアリマス、申ス迄モナク百般行政ノ刷新振張ハ懸ツテ綱紀ノ肅正ニ在リト存ジマス、從テ官職ヲ奉ズル者ハ常ニ公明廉潔、精勤恪勤克ク其ノ責務ヲ自覺シ堅實ナル志節ヲ把持シ一意奉公ヲ念トシ職司ニ邁進スペキデアリマス、然ルニ近時土木職員ニシテ往々其ノ職ヲ濫シ甚シキハ刑辟ニ觸ル者サヘアルヲ見マスノハ如何ニモ痛歎ノ金品ヲ經理スル爲土地買收、物件購入請負契約ノ締結等ニ當リ動モスレバ不正ノ介在シ易キノ虞ヲ存スルノミナラズ殊ニ地方公共ノ利害ニ直接ノ關係ヲ有スル爲時ニ或種ノ運動ニ禍セラレ又ハ權勢情實ニ泥ムノ弊ヲ存スルノデアリマス、諸君ハ煩累

多キ是等ノ事務ニ處スルニ當リテハ細心ノ注意ヲ以テ之ニ臨ミ至公至平其ノ行止ヲ慎ムト共ニ又克ク部下ノ監督ヲ嚴ニシ苟モ世ノ非議ヲ招クガ如キコトナキヲ期セラルハ勿論官職ノ威信ヲ高メ民心ノ信賴ヲ博スルヤウ格段ノ省慮ヲ加ヘラレンコトヲ希望致シマス。

以上ハ土木行政一般ニ關シ特ニ諸君ノ留意ヲ望マントスル諸點デアリマスガ、尙當面ノ問題ニ就テハ別ニ指示スル考デアリマスカラ諸君ハ此ノ機會ニ於テ平素抱懷セラルル意見ヲ腹藏無ク開陳セラレ土木行政刷新ニ就キ熱心ナル討究ヲ加ヘラレンコトヲ希望シテ已マタ次第デアリマス。

大臣の訓示が終ると、唐澤土木局長が議長席に就き、直ちに議事に入り、指示事項の第一から上程される。

時局匡救土木事業ノ執行及其ノ維持管理ニ關スル件

時局匡救土木事業ノ選擇並事業費ノ分配ニ當リテハ克ク時局匡救ノ趣旨ニ適合セシムベキハ勿論ナルモ更ニ一面土木事業本來ノ效用ヲ舉クルニ付格段ノ考慮ヲ加ヘラレタシ尙時局匡救土木事業トシテ執行シタル河川、道路、港灣工事等ノ維持管理ニ付テハ一層留意セラレ事業ノ效果ヲ發揮スルニ努メラレタシ武井道路課長の説明があつて、第一に發言を求めた田邊

神奈川縣土木部長は、時局匡救土木事業に對しては、地方は三箇年間に相當多額の補助費が配當せられるものと豫想して、事業を計畫し執行して來たのであるが、昭和九年度の事業費の配當が豫期以上に減額せられたので、豫定通り配當せられたら完成する筈であつた工事も、本年度を以て完成することが出來ない狀態に在るから、昭和十年度にて繼續して施行せられたいと希望し、これに續く木村靜岡縣

土木部長は、時局匡救土木事業が時局匡救の目的以外に土木事業として齎した效果を讚へ、土木事業が簡単に打切れない理由を縷々説明し、今一步にして更に大なる效果を擧げ得る時局匡救土木事業を、昭和十年度に於ても繼續して施行せられたいと述べ、これに次で北原島根、木幡山形兩縣土木課長も、農民の納稅成績や購買力の増加等を援用して、時局匡救土木事業が農村に及ぼした效果を禮讃し、更に地方農村の現狀は今なほ完全に匡救せられたと認め難いからとて繼續施行方を要望した、横山茨城縣土木課長からは、匡救事業の善後措置としての土木事業を施行せられる

場合には、從來の經驗に鑑み町村事業を全廢して府縣事業以上について考慮せられたいと言ふ意見が出た、尙その他にも、京都、鹿兒島、新潟等の土木部課長から種々の意見が述べられたが、最後に平川群馬縣土木課長の、昭和九年度の時局匡救土木事業の執行並継越に關する當局の方針を承りたいと言ふ質問に對し、武井道路課長から、昭和八年度と同様に取扱ふ旨の應酬があつたが、更に唐澤土木局長から時局匡救土木事業の善後措置については、種々御意見を承つたが、政府としては未だ之れが對策につき具體の方針は定つてゐない、然し假令時局匡救土木事業は打切られても、土木事業本來の立場に於て、適當な事業を起興する考へであると土木當局の意のあるところを披瀝し、次の事項に移る。

河川ノ調査ニ關スル件

河川ノ流量ヲ知ルハ河川改修計畫上必要ナルハ勿論河川ノ利用開發上亦極テ緊要ノコトタリ近時各種事業ノ發展ニ伴ヒ其ノ用水ヲ河川ニ求ムルモノ増加シ之カ分配及統制ハ河川行政上頓ニ

重大性ヲ加ヘ來レリ仍テ洪水量渴水量並水利關係ノ調査ヲ一層徹底セシメ治水竝利水上遺憾ナキヲ期セラレタシ尙上流地方ニ於テ洪水ヲ貯留スル等流量ノ調節ヲ圖ルハ獨リ治水上ノ效果顯著ナルノミナラズ河川ノ利用上更ニ大ナル利益ヲ齎スモノアリト認メ之カ調査ニ關シ義ニ各地方長官ニ通牒スル所アリタリ各位ハ克ク右趣旨ヲ體シ調査上遺憾ナキヲ期セラレタシ

河川ノ取締並其ノ維持管理ニ關スル件

河川ノ取締ヲ嚴ニシ且其ノ維持管理ヲ完フスルコトハ啻ニ治水上ノミナラズ河川ノ利用上極テ緊切ノコトニ屬スルヲ以テ一層是ニ留意シ尙各種出願工事ニ對シテハ嚴重ナル監督ヲ加ヘ苟モ無願工事ヲ施行シ又ハ濫リニ砂利、土砂等ヲ採取若ハ投棄セシムルカ如キコト無キヲ期シ一面小破修繕工事ノ如キ之ヲ等閑ニ附スルコトナク施行セラレタシ

砂防地ノ取締ニ關スル件

砂防設備地及砂防指定地ノ取締ニ就テハ義ニ屢々指示シタル處ナルモ今尙其ノ監視充分ナラサル結果往々砂防地ノ樹木ヲ亂伐シ或ハ土石ヲ亂掘シ爲ニ崩壊地ヲ生シ下流ニ及ホス害甚大ナルモノアリ一層其ノ取締ヲ勵行シ治水上遺憾ナキヲ期セラレタ

これは河川課主管の事項であるから、松村河川課長の説

明があつて、先づ平川群馬縣土木課長の、時局匡救土木事業が減少した折柄でもあり、河川調査の施行は失業者救済の上からも賛成ではあるが、調査費に對し國庫補助及起債證議の途を講ぜられたいとの希望に對し、松村河川課長から、調査費の財源は、事の性質上利水者の寄附に求むるの

が妥當であるし、河川改修費の一部を充當するのも一方法だと考へるが、國庫補助について今直に明答し難いと述べたが、調査費の國庫助成に付ては兵庫、福岡の如き大縣からも群馬縣同様の希望があつた。なほ河川調査に關聯して二府縣以上に關係する河川に於て、上流府縣と下流府縣との間に屢々河水引用につき争奪があるが、この場合の対策や、上流府縣の溺水を下流府縣に於て引用する場合に、下流府縣に對し水利使用料を徴収すること得るの途を講ぜられたいと言ふ質問や希望が、千葉、長野等の土木部課長より提出されたが、之れに對しては、河水引用に關する爭議は、從來の實例に依れば、關係府縣に協議せしめ、協議不調の場合に内務大臣が裁定することになつてゐるが、この

制度の是非については攻究中であるとの應答があつた。又農林省關係の所謂農業土木事業で施行した漁堤や堰堤が、治水計畫に重大な影響を及ぼすものがあるから、十分取締られたいと言ふ希望意見が北海道から提議された。

災害土木工事ニ關スル件

災害土木工事へ年々増加ノ傾向ニ在リ特ニ時局匡救土木事業施行ノ結果維持スヘキ工作物多キヲ加ヘタル今日災害土木工事ノ激増セザルヲ保シ難キニ就テハ特ニ各種工事ノ經常維持費ヲ増額シ其ノ破損ヲ小破ノ間ニ急速修理シ以テ災害土木工事費ノ増大ヲ防止スルコトニ努メラレタシ尙一面各種工事ノ施行ニ當リテハ特ニ工法ニ注意ヲ加ヘ災害工事費ノ輕減ニ資セラレシ

谷口第一技術課長の説明が終つて、次のやうな意見が具陳された。三輪大阪は河川維持費の減少は、専ら地方財政の疲弊に基因してゐるのであるから、之を救済する爲に維持費に對しても國庫補助や起債證議の途を講ぜられたいと希望し、田邊神奈川、岸田高知も略々同様の意見を具陳したが、政府の方針は河川改修に重點を置いてゐるから維持費の國庫補助は至難であると應答された。また木村靜

岡は、從來の災害土木の査定方針は原形復舊に重心を置いてゐるが、これでは再び災害が發生したときに復舊を繰返へさなくてはならないから、將來の査定に當つては原形復舊に捉らはれず、改修工事を認められたいと要望した。

道路ノ維持修繕ニ關スル件

道路ノ維持修繕ニ關シテハ屢々指示セラレタルトコロニシテ近時面目ヲ一新スルモノアルニ至リシト雖未タ以テ千全ナリト言フ能ハス固ヨリ是カ完璧ヲ期スルカ爲ニハ相當費用ノ増額ヲ要スヘシト雖尙一面修路工夫ノ制度ヲ改善シメハ修理用材料ノ需給ヲ按配スル等其ノ他適切ノ方策ヲ研究シ以テ道路管理ノ實ヲ舉ケラレタシ又政府直轄ノ下ニ改良シ既ニ地方ニ引渡シタル國道ニシテ其ノ維持不完全ナルモノ渺カラス交通上遺憾ナルヲ以テ之カ維持ニ力メ國道改良ノ效果ヲ擧タル様措置セラレタシ

並木ノ保存ニ關スル件

道路ヲ改良スルニ方リ古來傳稱セラレタル並木ヲ伐採スルガ如キハ考慮スヘキコトニ屬スルヲ以テ改良計畫ヲ樹ツルニ方リテハ力メテ之ヲ保存スルノ方針ニ依ラルヘク新路線ヲ採リタル場合ニ在リテモ右方針ニ則リ舊道路ニ存スル並木ヲ伐採セザル様措置セラレタシ

軌道ノ監査ニ關スル件

軌道ニシテ往々認可ヲ受ケタル工事ニ違反シテ設備スルモノアリ軌道交通ハ勿論道路交通上遺憾トスルトコロナルヲ以テ今後ハ定期ニ監査員ヲ派遣シテ監査ヲ勵行スル等ノ方法ニ依リ監督ノ實ヲ擧ケ監査ノ頗末ヲ報告セラレタシ

右の三件については武井道路課長から説明があつたが、

道路の維持修繕に關聯して、關谷山口縣土木課長は、國直轄の國道改良工事は、路面鋪装を原則として施行せられる。關係上、道路修繕用材料置場の設備がないが、砂利道の儘府縣に移管せらるゝ場合には、材料置場を設備した上で、引渡されたいと希望し、これに對し、三浦國道改良係主任から希望に副ふやう考慮する旨應答した。また平川群馬縣土木課長からは、府縣道中重要幹線に屬するものは、維持管理上からも保健衛生上からも、速に鋪装するの必要があるが、之れに對し國庫の助成を考慮せられたいと具陳した。

自動車運輸事業ノ經營ニ關スル件

道路ヲ改良シ之カ費用ヲ負擔シタル公共團體カ其ノ道路上ニ於テ自動車運輸事業ヲ經營セントスルモノ近時漸ク多カントス

仍テ之カ助成監督等ニ就テハ財政並交通其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ適當ニ措置セラレタシ

先づ武井道路課長から指示の趣旨は、府縣市町村が多額の經費を支出して改良した道路の上に、自動車運輸事業を經營せむとする者がある場合には、其の費用を負擔した公共團體に經營せしめるやう措置されたいと言ふ意であると説明があり、續いて長濱長崎縣土木課長から、長崎縣に於ては最近一般財源枯渇の爲縣營自動車運輸事業を計畫し、これに依つて生ずる收入を道路費に充當し、一般縣費の緩和を圖ることゝし、既に自動車運輸營業の免許は得たが、府縣が事業を經營することの是非に付議論がある爲、起債の許可が遷延してゐる事情を詳細に披露し速かに之が解決の途を講ぜられたいと述べた。

自動車運輸事業ノ爲ニスル道路ノ使用ニ關スル件

自動車運輸事業ノ經營ニ關シ道路管理者ノ意見ヲ徵スル制度ヲ採リタルハ道路ノ管理ト其ノ交通トノ關係ヲ圓滑ナラシメントスル趣旨ナルヲ以テ左記ニ依リ措置セラレタシ

(一) 國ニ於テ經營スル事業

(イ) 當該官廳ヨリ當省へ協議ヲ受ケタルトキハ地方廳へ照會スルコト

(ロ) 事業經營ノ爲特ニ道路ノ新設改築ヲ必要トスル場合ニ於テハ管理者ニ於テ其ノ工事ヲ執行スルコト
(ハ) 前項ニ要スル費用ハ妥當ナル標準ニ依リ國ニ負擔セシムルコトトシ當省ノ照會ニ對シテハ其ノ工事費總額及其ノ負擔歩合ヲ明瞭ナラシムルコト

(二) 免許事業

(イ) 免許人ニ對シ道路ノ新設改築又ハ修繕ヲ爲サシムルトヲ免許ノ條件トスヘキ意見ヲ提出セラルルトモ是等ハ

道路法第二十二條ノ規定ニ依リ道路管理者ニ於テ措置シ得ヘキ事項ナルコト

(ロ) 自動車交通事業法施行令第二條ノ協議成立シタル場合ニ於テハ其ノ旨通知スルコト

(ハ) 自動車交通事業法施行規則第一條第三項ニ規定スル副本ハ鐵道大臣ニ免許申請書ヲ進達スルト同時ニ提出セラルヘキ筋合ナルニ拘ハラス往々ニシテ遲延スル向アリ事務ノ進捗ヲ阻害スルヲ以テ右提出時期ヲ誤ラサルコト

この指示事項については、從來所謂省營バス事業の爲に

道路を改築する必要がある場合に、鐵道省の負擔する道路改築費を、あたかも國より補助を受くるものゝやうに考へてゐる向もあるが、これは他の工事又は行爲の爲必要を生じた道路改築の費用を、その工事執行者又は行爲者に負擔せしめるのであつて補助を受けるのではない、道路法運用上、道路行政保全の上から特に注意されたいと、武井道路課長から説明があり、西千葉縣土木課長は、省営バス事業に對する道路費用負擔歩合の決定の困難な事情を續々説明して、本省側の援助を懇請した外別に意見がないので、次の港灣に關する指示事項に移る。

指定港灣ニ關スル件

大正十一年内務省訓令第六號第二條第二號ノ規定ニ依ル港灣ハ同令制定以來屢次ノ改正ヲ見タルモ輒近各種産業ノ勃興ニ伴ヒ之等港灣以外ノ港灣ニシテ其ノ港勢指定港灣ニ比シ遜色ナキニ至リタルモノ尠カラナルミナラス之カ修築ノ企業漸次増加セムトスルモノアルニ鑑ミ本年四月新ニ七十四港ヲ指定港灣ニ指定セリ是即チ之等港灣ヲ統制シ以テ適當ナル指導監督ヲ爲サムトスルニ外ナラス各位ハ克ク右主旨ニ則リ港灣夫々ノ使命ニ考

ハ適切ナル計畫ヲ樹立シ其ノ利用經營宜シキヲ得ル等眞ニ港灣ノ完全ナル發達ヲ期スヘク萬遺漏ナカラシメラレタシ

港灣ノ調査ニ關スル件
港灣修築計畫ノ基礎トナルヘキ調査資料ハ往々不備ニシテ的確ナル計畫ヲ樹ツル上ニ支障ヲ來タスコト尠カラス特ニ出入船舶及貨物延數並價額ノ如キハ平素ヨリ之カ調査ヲ完備シ將來ノ計畫樹立ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ尙工事ニ當リテハ海底ノ地質調査ニ特ニ留意セラレタシ

雪澤港灣課長の説明があつて、荒木富山縣土木課長が農林省の漁港修築に對する補助を引例して、港灣の陸上設備にも補助の途を擴張せられないと希望したが、財務當局との關係上、陸上設備の補助は困難であるとアツサリ片付けられ、次の港灣の調査に關する件は谷口第一技術課長によつて説明されたが、質疑がなかつたので次へ進む。

失業懸急土木事業ニ關スル件

失業懸急土木事業ハ各層ノ協力ニ依リ大體所期ノ效果ヲ擧ケツタルモノ本事業ノ施行ヲ圓滿迅速ナラシメ貢ニ失業救濟ノ目的ヲ達成セムカ爲ニハ設計、事業施行ニ伴フ認許可、施行中ニ於ケル技術的指導補助金交付ノ場合ニ於ケル出來形調查竣功調査

等ニ關シ各位ノ援助ニ俟ツコト愈々緊切ナルモノアルヲ以テ今後之カ協力援助ニ付格段ノ配慮ヲ致サレタシ

時局匡救土木事業ニ使用スル勞働者ニ關スル件

農村振興其ノ他時局匡求ノ目的ヲ以テ本年度施行セラルヘキ各種土木事業ニシテ失業者多キ地方ニ於テ施行スルモノニ就テハ過般通牒セジメタル處ニ據リ昨年度同様本事業ノ執行ヲシテ併而失業ノ防止並救濟ニ資セシムル様充分配慮セラレタシ尙右事業ニ關スル勞働者使用狀況報告ニシテ所定ノ期限ニ遲延スルモノ尠カラサルニ付今後報告期限ヲ遵守シ遲延ナキ様留意セラレタシ

唐澤土木局長に代つて、富田社會局社會部長が議長席に就き會議が續行された。

先づ長谷川職業課長の説明の後をうけて、坂本福岡縣土木部長は、福岡縣の失業救濟土木事業の概況を報告し、事業に依つて救濟せられる者が縣外の失業者が多く、最も救濟の必要に迫られてゐる縣内炭坑失業者に少い現象を説明し、この原因は、社會局の要救濟失業者の認定標準が狭いのにあると指摘しその緩和方を要望した、これに續いて金

子東京府土木部長は、東京府が從來都市計畫事業として繼續施行してゐる道路、河川等の改良事業は、失業救濟事業

として最も適當なものであるが、繼續事業である爲、年度によつては、用地買収等事業準備の費用を多額に要し労力

費を多く計上することが出来ないので、補助はもとより低資融通の利便を享くことが出来ないから、大都市の特殊事情を考慮せられ、事業本位に補助せられたいと希望したが、失業救濟事業は失業者の救濟を主眼とするが故に、労力費を基準とする外なく、労力費の計上なきものに對しては、假令次年度以降に失業救濟の目的を達し得る事業であつても、國庫より補助し難いと應答された。

これで指示事項は全部審議されたので、次の注意事項が上程され、午後三時三十分第一日の會議を終ることになつた。

一、重要港灣及指定港灣以外ノ港灣ノ改良工事ニ關スル件

重要港灣及指定港灣以外ノ港灣ノ全部若ヘ一部ニ付大體ニ涉ル一定ノ計畫ニ基キ施行スル改良工事ニ關シテハ大正十一年内務

擱んで紹介するに止める。

省訓令第六號第二條第三號ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ要スル義ナルモ從來往々ニシテ右手續ヲ履践セサル向アリ此ノ如キハ港灣

ノ指導監督上遺憾渺カラサルヲ以テ將來右手續ヲ履践スル様篤

ト留意セラレタシ

二、港灣工事ニ付隨スル埋立ニ關スル件

港灣工事ニ附隨スル埋立ニ關シテハ大正十一年五月内務省訓令

第六號ニ依リ港灣工事施行ノ認可ヲ受ケタルノ故以テ從來動

モスレハ公有水面埋立法ニ依ル手續ヲ履践セサル向アルモ港灣

工事ニ附隨スル埋立ニ關シテハ更ニ埋立法上ノ手續ヲ必要トス

ルモノナルニ付篤ト留意セラレタシ

第二日は五月十六日午前九時十五分より開會された。

指示事項、注意事項は昨日の會議で審議し盡されたので、

今日は詰問事項が上程された。

詰問事項は會議召集に先つて、豫め府縣に送付し

てあつたので、相當研究に目時があつた爲か、種々有力な

意見が述べられたが、中には從來屢々提唱されて來た議論

型の如く武井道路課長の説明があつて、(一)國道及府縣道の路線認定標準に關する事項から、順を追ひて議事が進

められることになつた。

先づ中川京都府土木部長立つて、現在の國道網は、自衛

政策、鎖國政策を探つてゐた舊幕時代の遺物であつて、現

時の國家交通經濟に基礎を置いてゐないと斷じ、重要な國

家施設相互を連絡する路線を國道路線認定標準に加へられ下批評を避け成るべく忠實に各土木主任官の意見の要點を

(一) 國道及府縣道ノ路線認定標準ニ關スル事項

(二) 道路管理ノ機關ニ關スル事項

(三) 道路工事委託ノ制度ニ關スル事項

(四) 道路占用ノ制度ニ關スル事項

(五) 道路費用ノ分擔ニ關スル事項

(六) 道路費用ノ財源ニ關スル事項

(七) 私道ノ取締ニ關スル事項

(八) 其ノ他改正ヲ必要トスル事項

道路法ヲ改正スルノ必要アリト認ムルニ付左記事項ニ關スル意

道路法中改正ニ關スル件

たいと述べ、次で田邊神奈川県土木部長も略之と同様の意見

見を開陳し、尙事事國道は現在普通國道と離れて存在する

が、普通國道と連絡しなければその機能を發揮せしめるこ

とが出来ないから、普通國道と分岐するやう認定標準を改

められたいと述べ、その他國道の起點を東京市のみに限定

せず、大阪、名古屋、福岡の各都市や、産業經濟文化の中

心地を「特ニ樞要ノ地」として國道の起點たらしめられた

いと言ふやうな擴張論も出た。又府縣道路線認定標準に付

ては、長谷川岡山縣土木課長の法第十一條各號を全廢せよ

と言ふ極端なや、景勝地、國立公園、樞要地から之と密

接關係を有する國道、府縣道に達する路線を府縣道路線標

準に加へられたいと言ふ意見が京都、大阪、山梨等の土木

部課長より提議されたが、この問題で發言した府縣は十餘

に及び、何時はてるとも見えないので、唐澤土木局長は、

道路法改正に關する件に就ては種々の意見もあるやうだ

が、時間の都合上以下なるべく簡明に述べられ、詳細な事

項は今月末迄に書面を以て提出されたいと希望し、次の事

項に移る。

(二) 道路管理の機關に關する事項で、論議の中心となつたのは、國道及府縣道に對する市長の管理制度の是非に付ての問題で、これは主として現行法に於て市長の管理權を認めてゐる六大府縣の土木部長から有力な意見が提出された、即ち、三輪大阪府土木部長は、府と市と相關聯する國道及府縣道の維持管理が、その財政状態や豫算議決機關が異つてゐるのに禍され、常に不統一に流れるのを難じ、道路法第十七條但書の削除を提倡し、金子東京府土木部長も、市長の管理制度は、六大府縣の三部經濟制度に出發して設けられたのであるが、今日其の大部分はこの制度を撤廃してゐるから市長の管理制度を存續する理由がないと述べ、國道及府縣道の管理を府縣知事とする原則に立ち歸へらしめられたいと強調した、尙この事項では、路線認定者をして道路管理者たらしめよと言ふ意見や、町村制を施行せざる地に町村長に準じた管理制度を設けられたいと言ふ意見も出た。

さて次の（三）道路工事委託の制度に關する事項に付ては、田邊神奈川、關谷山口、西千葉等より意見が述べられたが、議題の趣旨が徹底しなかつた爲か、特記する程の意見はなかつた。

（四）道路占用の制度に關する事項では、國の事業の爲にする道路占用の問題が長崎、靜岡、高知等の諸縣によつて論議されたが、これは遞信省所管の電柱の道路占用が、從來屢々道路の管理に及ぼした悪い實例があるので、國の事業の爲に道路を占用する場合でも、道路管理者の承認を得ずして、無償で道路を使用してよいと云ふ理由がないから、法第二十八條第二項や、第四項但書は削除されたいと云ふ主張である。また道路占用制度に關聯して、信號燈、照明燈等道路交通保全の爲の施設は、道路の附屬物として占用に關する規定を適用しないことにしたいと言ふ笠子東京の意見や、軌道法第四條但書に依る軌道敷設の爲の道路占用料に關する規定を速に制定されたいと云ふ平川群馬縣土木課長の希望もあつた。

（五）道路費用の分擔に關する事項に付て、發言順に意見の要領を記すと、維持修繕費は全額國庫負擔とすること（福岡）、國道改良工事の府縣分擔金納付期限を伸長すること（富山）、國道に關する費用は原則として國費とすること、但新設改築費の一部を府縣に負擔せしめることが出來ること、維持修繕費等經常的經費は國と府縣と折半して負擔すること、府縣道以下の道路費の國庫補助制度を國庫分擔制度とすること、國の事業に利益を與ふる道路の改築費に付ては特に費用分擔に關する明確なる規定を設くること（以上高知）等であつた。

（六）道路費の財源に關する事項では、木村靜岡先づ立つて縣の道路に關する收入の狀態を詳細に説明し、道路占用料、自動車稅、自轉車稅等道路に關する收入一切を擧げて、道路の改築維持修繕等の費用に充當し、餘剰ある場合には之を一般縣費に組入れる爲、特別會計制度を採用せよと提倡し、續いて横山茨城は道路より生ずる收入は一定の比率によつて道路費に組入れることを主張し、次の岸田高

知は同じく道路を利用する交通物體に賦課する稅收入は優先的に道路維持修繕に充當する制度を探られたいと述べた。なほこの事項に關しては、吉岡兵庫縣土木部長が珍らしく發言して、自動車運輸事業の免許に當り免許料を徵收し、之を道路費に充當するやう考慮せられたいと言ふ意見を提出した。さて次の

(七) 私道の取締に關する事項に付ては、問題が現行法の内容に關する事項でない爲か、僅に徳島、新潟の二縣から意見が述べられた丈けで、甚だ物足りなかつた、それも具體的の問題に觸れず、唯私道の弊を一二挙げて之に關する規定を現行法中に挿入せよとか、私道を無償にて公道に編入する規定を設けよとか言ふ程度で、この事項については餘り關心を持たれてゐないやうであつた。

(八) 其の他改正を要する事項では、問題の範圍が廣く道路法全般に亘るので、種々の意見が提出されるものと豫想してゐたが、前に述べられた事項だけで言ひ盡されたのか、案外に新しい意見もなく、問題は請負人の資格と管理

者道路警察權との二つに限定されたやうなが感あつた。道路工事の請負人中には學識ある專門技術家が少いために、近代道路築造に基しく支障があるから、相當學識經驗ある専門技術家を雇傭する者でなければ、道路工事の請負人となることが出來ないやうに道路工事執行令中の請負人の資格に關する規定を改められたいと神奈川縣土木部長は提唱した、この意見に對して、静岡、山形兩土木部課長が賛成して、一面失業技術家の救濟の上からも是非考慮されたいと希望した、道路管理者の警察權は現行道路取締令第十七條に規定されてゐるが、道路工事を執行する場合に限らず、非常災害の時や道路管理權を行使するに必要な限度の警察權を道路管理者に附與することは、道路の管理を圓滑ならしめる上に極めて必要であるから、道路管理者の課長の主張であつた。

道路法中改正に關する件に就ては、大體以上のやうな意見が出たのであるが、是等の意見に對する批評は、他日の

機會に譲り、これ位で先を急ぐことにする。

軌道建設規程中改正ニ關スル件

軌道建設規程ヲ別紙ノ通改正セムトス之ニ對スル意見(別紙)

軌道建設規程改正要綱

第八條 併用軌道ハ道路ノ中央ニ之ヲ敷設シ左ニ掲タル車體外車道ノ有效幅員ヲ存セシムヘシ

道路總幅員 車體外車道ノ有效幅員

三三米以上 八、二米以上

二二米以上 五、五米以上

一八米以上 四、五米以上

一八米未滿 三、七米以上

歩車道ノ區別ナキ道路ニシテ總幅員二十五米以上ノモノニ在リ

テハ其ノ中央三分ノ二其ノ他ノモノニ在リテハ五分ノ四ヲ車道ト看做ス

第九條 總幅員一二米未滿ノ道路ニ在リテハ一側四、五米以上他

ノ一側〇、六米ノ車體外有效幅員ヲ存シ軌道ヲ道路ノ一方ニ偏

シテ敷設スルコトヲ得但シ兩側人家連檐又ハ連檐スヘキ場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 本線路ノ曲線半徑ハ併用軌道ニ在リテハ十一米以上新

設軌道ニシテ軌間一米〇六七及一米四三五ノモノニ在リテハ百
シ不燃質耐久材料ヲ以テ築造シ必要ニ應シ安全壁ヲ設ケ昭明装

六十米以上軌間七百六十二粍ノモノニ在リテハ百米以上ト爲ス
ヘシ

第十六條 本線路ノ勾配ハ併用軌道ニ在リテハ千分ノ四十新設軌道ニシテ電氣ヲ動力トスルモノニ在リテハ千分ノ五十其ノ他ノ

モノニ在リテハ千分ノ三十五ヨリ急ナルコトヲ得ス但シ特殊ノ箇所ニ在リテハ併用軌道ニ限り千分ノ六十七迄ト爲スコトヲ得

停留場ニ於ケル本線路ノ勾配ハ電氣ヲ動力トスルモノニ在リテ

ハ千分ノ二十其ノ他ノモノニ在リテハ千分ノ十ヨリ急ナルコトヲ得ス但シ特殊ノ箇所ニ在リテハ千分ノ四十迄ト爲スコトヲ得

第十九條 新設軌道ト道路トノ平面交叉ノ交角ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外國道府縣道及主要ナル市道町村道ニ在リテハ四十五度以上其ノ他ニ在リテハ三十度以上ト爲スヘシ

車輛運轉中番人々附セサル主要ナル踏切道ニハ線路最線端軌條ヨリ道路ノ中心線ニ沿ヒ四、五米ヲ隔テタル地點ニ於テ常ニ線路上七〇米以上ノ見透距離ヲ保持セシムルコトヲ要ス

第二十一條ノ二

車體外車道ノ有效幅員三七米以上ヲ有スル道路ニシテ交通頻繁ナル箇所ニ停留場ヲ設タル場合ニ在リテハ幅員一米以上ノ扛上

式乗降用安全地帶ヲ設クヘシ其ノ高ハ路面上百五十粍ヲ標準トシ不燃質耐久材料ヲ以テ築造シ必要ニ應シ安全壁ヲ設ケ昭明裝

置ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ在リテハ第八條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二十一條ノ三

乗降場ノ擁壁側面ト軌道中心線トノ距離ハ車輛最大幅ノ二分ノ
一ニ七十五粍ヲ加ヘタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

前項ノ距離ハ併用軌道ニ在リテハ車輛ノ最大幅ノ二分ノ一迄縮
少スルコトヲ得

第二十一條ノ四

乗降場（杠上式乗降用安全地帯ヲ含ム）ノ擁壁ノ側面ト車輛乗
降用階段トノ間隔ハ百粍ヨリ大ナルコトヲ得ス但シ曲線部ニ在
リテハ車輛ノ偏倚ニ應シ之ヲ二百粍迄擴大スルコトヲ得

谷口第一技術課長の説明に次で、原案の二三三の條項に付
て、愛知、群馬、新潟の土木部課長と本省側の佐藤技師と
の間に質疑應答があつたが、別に異論を挿む者もなかつた
ので次に移る。

道路構造令及街路構造令中改正ニ關スル件

道路構造令及街路構造令ニ規定スル路面及橋梁ノ荷重標準ヲ統

一スル必要アリト認ム之ニ對スル意見

これは三浦内務技師によつて説明された、橋梁の荷重は

導水堤及砂防堤ニ關スル件

河口港ニ於ケル導水堤及砂防堤ノ效果ニ關スル所見

現行法令に於ては、道路の種類に依つて異つた制限をつけ
てゐるが、地勢、産業、築造經濟等の見地から、緩和統一
を圖る必要があると思ふと述べて各土木主任官の所見を叩
けば、先づ第一に木村靜岡は、道路取締令第十三條の自動
車の積載重量は千四百貫になつてゐるが、これは現在の實
際に鑑ると相當緩和さるべきものと思ふから、橋梁の荷重
も之に對應して規律する必要があるが、國道と府縣道とで
荷重を異にする必要はないと言ふ意見が述べ、次の中川京
都は道路の幅員に依つて一等より三等迄三種類に荷重を分
ち、一等荷重は街路及主要なる國道に、二等荷重は幅員五
米五以下の街路、國道及主要なる府縣道に、三等荷重は右
以外の府縣道に適用することにしたいと主張し、田邊神奈
川は靜岡縣の意見に賛成し、道路の種類に依つて荷重の制
限を異にする必要はない、實際の情況によつて處理すること
にしたいと述べた。さて次は、

鈴木第二技術課長の説明があつて、福井、山口、鳥取、長崎の各縣土木課長から、夫々その縣で施行した導水堤や砂防堤の施設を紹介するところがあつた。

以上で會議第二日目の諮問事項は全部議了したのであるが、昨日の會議で各府縣土木課長から要求のあつた時局匡救土木事業の善後措置について、唐澤土木局長から、匡救事業の後始末について、種々御意見が述べられたが、後始末に大體幾程の事業費が要るか、具體的の調査資料を得た上で、篤と考慮して見たいから、この議場で十分協議せられたいと好意ある提議があつて、先づ武井道路課長から只今配付した様式による時局匡救土木事業の善後措置に関する調書を今月末迄に提出せらるゝやう、近く各地方長官に對し照會する見込であるが、調書に記載すべき時局匡救土木事業の後始末と認むべきものゝ範囲は、具體的に述べることは困難であるが、抽象的に言ふならば、「既に執行したる事業を繼續して執行するに非ざれば既に爲されたる事業の効果を擧げ得ざるもの」に限るべきもので、從つて

既に爲されたる事業が夫れ自身單獨にて効果を擧ぐるものや、政治的、地方的事情に基いて部落間に事業を分配する爲に必要を生じたやうなものや、農山漁村の窮乏がまだ癒えない爲に必要を生じたやうなものは、時局匡救土木事業の後始末として採用すべきものでないと言ふ説明があり、松村河川、雪澤港灣の各課長からも、夫々主管事項につき略々同様の説明があつて、協議の結果當局の方針に従つて調査報告することになつた。

最後に唐澤土木局長から、昨日來二日間に亘り平素研鑽せられた各種の事項について熱心に討議せられたことを大臣に代り厚くお禮を申上げる、御歸縣の上はこの會議で得られた所を十分徹底せしめ、土木行政の萬全を期せられたい、尙土木事業に關係する官吏はとかく世間から疑惑の眼で眺められてゐるから、特に戒心を加へられて昨日大臣から訓示せられた綱紀肅正について遺憾のないやう期せられたいと言ふ挨拶があつて、午後四時二日間の意義ある會議を閉じた。